

都の建設発生土対策に関する説明会

議事要旨

1 概要

- (1) 日時 令和6年3月15日 11時00分～12時00分
- (2) 場所 Microsoft Teams によるオンライン会議
- (3) 参加者 都関連工事の受注者及びストックヤード運営事業者等 約300名

2 説明内容

説明会資料のとおり

3 主な質疑応答

- Q1 受入施設側の受入方法といった基準について都の指定はあるか。
A1 都としての指定はない。各施設の事業者の判断によります。

- Q2 事業者が交付する受領書について指定はあるのか。
A2 都としての指定はない。受領書には資源有効利用促進法省令が定める事項を記載してほしい。国土交通省のホームページにおいて受領書記載例が公表されているので、参考にしてほしい。

- Q3 都は国登録ストックヤード等を調査し、調査結果を都のホームページにて公表するとのことだが、都のホームページに掲載されるためには、国の登録ストックヤード登録を受けるのは別に、都に登録する必要があるか。
A3 調査は、都内や都から50kmまでに立地する国登録ストックヤード等を対象に実施する。国に登録されたストックヤードを調査するのであって、都が登録するわけではない。

- Q4 新しい指定処分制度について、発注段階で指定処分Ⅰに該当する搬出先が指定されるという認識でよいか。
A4 東京都建設リサイクルガイドラインにおいて、都関連工事は指定処分（仕様書等に搬出先を記載すること）を定めており、指定処分Ⅰに該当する搬出先は、指定処分Ⅱより優先する。

- Q5 仕様書等に指定される搬出先には、距離や金額は、どのような条件で決まるのか。
A5 東京都建設リサイクルガイドラインにおいては搬出先を選定する考え方を定めていない。搬出先を選定については、発注者によって考え方が異なる。

- Q6 搬出先を変更できる場合があるとのことだが、具体的にどのような場合に変更できるのか。
A6 東京都建設リサイクルガイドラインでは、搬出先の変更について具体的な条件を定めていません。工事請負契約書には通常、条件変更等に関する規定があり、発注機関によっては設計変更ガイドラインのようなものを策定しているケースがあります。どのようなケースが変更できるかは発注者に確認してほしい。

以上